

国指定史跡とは？

史跡とは、文化財保護法第2条で「貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの」として定義される文化財（記念物）のうち、重要なものを同法第109条により文部科学大臣が指定したものをいいます。武蔵国分寺跡は、大正11年（1922）10月12日に国の史跡に指定されました。

史跡の保存管理計画とは？

保存管理計画は、史跡のもっている価値を明確化し、それらを次世代へと確実に継承していくための保存・管理の基本方針を定めたものです。保存管理計画に基づいて、土地の公有化事業や保存整備事業が行われ、指定地内での土地・建物等の改変（現状変更）には史跡保護のために一定の制限がかけられることとなります。

国指定史跡 むさしこくぶんじあと 武蔵国分寺跡 つけたりとうきんどうむさしみちあと 附 東山道武蔵路跡

現状変更について



史跡武蔵国分寺跡 附東山道武蔵路跡
指定地平面図令和3年10月現在

- 礎石立建物、区画溝・塀、道路
- 史跡指定範囲





現状変更の行為と許可申請について

史跡指定地内において「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき」は、文化財保護法第125条に基づき、文化庁長官などの許可（国の機関である場合は法第168条による同意）が必要となります。

史跡武蔵国分寺跡 附東山道武蔵路跡の本質的価値を構成する遺構や、周辺の自然・歴史環境などについて保存が図れるよう、指定地内で予測される各種現状変更行為について、具体的な取扱い基準を設けました。

（１）現状変更の許可が認められない行為

- ・「現状変更取扱い基準と許可区分」（次ページ参照）に合致しない場合
- ・史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- ・史跡の景観を阻害又は価値を著しく減じると認められる場合

（２）許可申請を要しない行為

- ・災害時の応急処置や日常的な手入れなど

（３）現状変更にあたって許可申請の手続きが必要な行為

- ア. 道路の管理のための修繕，改修工事
- イ. 公園などの管理のための修繕，改修工事
- ウ. 建築物の新築，増築，改築または除却
- エ. 工作物の新築，増築，改築または除却
- オ. 土地の掘削，盛土，切土など地形の改変
- カ. 木竹の伐採，植栽
- キ. 地中埋設物の設置，撤去
- ク. 発掘調査及び保存整備
- ケ. その他史跡の保存に影響を及ぼす行為



武蔵国分寺推定復元模型（武蔵国分寺跡資料館蔵）

（４）現状変更許可申請の取扱い（次ページ「現状変更取扱い基準と許可区分」参照）

- ① 国分寺市が現状変更の許可判断を行う行為
（３）の行為のうち、軽微な現状変更は国分寺市教育委員会への許可申請が必要となります。
- ② 文化庁が現状変更の許可判断を行う行為
上記以外の行為は、文化庁への許可申請が必要となります。



現在の金堂跡前の標柱

文化庁への許可申請の際も、申請窓口は国分寺市教育委員会となります。

史跡地内での工事をご計画の場合は、事前に4ページの「事前相談シート」にご記入いただき、その写しを持って、国分寺市教育委員会ふるさと文化財課へお問い合わせください。

掘削工事の場合は、別途埋蔵文化財発掘の届出が必要となります。

現状変更取扱い基準と許可区分

項目	取扱い基準	許可区分		
道路	新設・拡幅	原則として認めない。ただし、遺構への影響や景観に配慮した上で、史跡の価値が維持・向上する場合において認める。		文化庁
	修繕・補修	公共・公益上必要な施設の改修などは、遺構への影響や景観に配慮した上で、史跡の価値が維持・向上する場合において認める。 簡易的な補修（路面の表層打替）、破損・劣化による部分的な取替えは認める。	掘削・切土・盛土を伴うもの 上記以外の修繕など	文化庁 市
	維持管理	日常的な管理（街灯などの清掃・保守点検）は、許可を要しない。		不要
公園	修繕・改修	史跡の活用に関連する施設の改修などは、遺構への影響や景観に配慮した上で、史跡の価値が維持・向上する場合において認める。	掘削を伴うもの 掘削を伴わないもの	文化庁 市
	維持管理	植生の日常的な手入れ、街灯・解説施設などの清掃・保守点検、および簡易な補修については、許可を要しない。		不要
建築物	新築	原則として認めない。		文化庁
	増築・改築	原則として認めない。ただし、遺構への影響や景観に配慮した上で、史跡の価値が維持・向上する場合において認めることもある。	掘削を伴うもの 掘削を伴わないもの	文化庁 市
	維持管理	日常的な管理、簡易な補修（塗装などの小規模な修繕、内装・屋内諸設備の補修及び修繕）は、許可を要しない。		不要
	除却	遺構に影響のないように図った上で認める。	築50年以上の建物 築50年未満の建物	文化庁 市
小規模建築物	新築	遺構への影響や景観に配慮した上で、史跡の価値が維持・向上する場合において認める。	掘削を伴うもの	文化庁
	増築・改築			
	除却	※小規模建築物とは、2階以下で地階を有しない木造または鉄骨造の建物であり、建築面積（増改築にあたっては完成後の合算面積）が120㎡以下であり、2ヶ年以内の期間を限って設置されるもの。	掘削を伴わないもの	市
工作物	設置	規格・規模・位置の変更を伴わず、公共・公益上必要な設備は遺構に影響のないように図った上で認める。	規模の大きいもの	文化庁
	改修			
	除却	土地や施設の管理に必要な工作物・土木構造物の設置、および改修にあたっては、遺構への影響や景観に配慮した上で、史跡の価値が維持・向上する場合において認める。 ※工作物とは、建築物などに付随する門、生け垣、塀、柵、道路標識、街灯、信号機、ガードレール、側溝、案内板、小規模な観測・測定機器、および電柱、電線、ガス管、上下水道管など。	軽微なもの	市
土地	地形の改変	遺構の復元などの文化財保護のための地形変更を除き、地形の大幅な変更は、原則として認めない。		文化庁
	維持の措置	史跡がき損し、または衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の原状に復すとき、または、き損・衰亡の拡大を防止するための応急措置をとるときは、許可を要しない。	非常災害の場合など	不要
植栽	植樹	重要な遺構周辺の新たな植樹は、崖線の法面保護や植生復元のための植樹を除いて、遺構の保護のため、原則として認めない。 史跡整備に伴う植栽については、遺構への影響や景観に配慮した上で、史跡の価値が維持・向上する場合において認める。		文化庁
	抜根・伐採	史跡の保存活用に影響を及ぼす樹木の伐採は、遺構に影響のないよう図った上で認める。	抜根 伐採	文化庁 市
畑	営農	果樹・植木の植替えは、遺構に影響のないよう図った上で認める。 小規模な掘削を伴う日常的な畑作行為は、許可を要しない。		文化庁 不要
	墓地	新設	墓地の新設・改修は、遺構に影響のないよう図った上で認める。	新規掘削を伴うもの
発掘調査	改修	過去の掘削範囲におさまる工事については、許可を要しない。		不要
	および保存整備	遺構の保存や状況把握に関わる調査は、その目的を明確にした上で、適切な範囲で行う場合は認める。 発掘調査の成果に基づく保存修理・整備を行う場合には、その方法などを十分検討した上で行う行為については認める。		文化庁

文化財保護法、文化財保護法施行令、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則、文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準、国指定史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路保存管理計画（第2次）、平成27年12月文化庁次長通知に基づき作成

史跡武蔵国分寺跡 附東山道武蔵路 現状変更許可申請事前相談シート

申請者名	
担当者名	
担当者 電話番号	
担当者 メールアドレス	
工事の目的	
工事の開始時期	年 月 日
工事の終了時期	年 月 日
工事を行う場所（住所）	国分寺市
遺跡番号	

備考

事前相談シートに記入の上、案内図、計画図面をご用意ください。ただし図面については概略でかまいません。計画の内容によっては、計画の変更が許可の条件となる場合、または許可申請を受け付けられないということもございます。

「国指定史跡 武蔵国分寺跡 附東山道武蔵路跡 保存管理計画（第2次）」の本編は市内図書館、オープナー、ふるさと文化財課にてご覧いただけるほか、市ホームページ上にPDFファイルを掲載しています。現状変更許可申請、埋蔵文化財発掘の届出など各種手続きについて、その他本計画全般についてご不明な点がございましたら、ふるさと文化財課までお問い合わせください。

国分寺市ホームページ <http://www.city.kokubunji.tokyo.jp>

国分寺市教育委員会ふるさと文化財課

〒185-0023 東京都国分寺市西元町1-13-10 武蔵国分寺跡資料館内

電話 042-300-0073 FAX 042-300-0091

(令和4年(2022)1月)